第九条第三項中「第十三条において」を「以下」に改め、同条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

（最初の国立研究開発法人の長の任期の終了時における業務実績等報告書）

第九条　研究所に係る通則法第三十五条の六第四項の報告書には、同条第二項に規定する最初の国立研究開発法人の長の任命の日を含む事業年度から当該長の任期の末日を含む事業年度の事業年度末までの期間（以下この条において単に「期間」という。）に係る年度計画に定めた項目のうち当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　期間における業務の実績（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。）

イ　期間における中長期計画及び年度計画の実施状況

ロ　期間における業務運営の状況

ハ　当該項目に係る指標及び期間における毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。）

ニ　期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報

二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果

イ　評定及び当該評定を付した理由

ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策

ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況

2　研究所は、前項に規定する報告書を国土交通大臣に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

（独立行政法人港湾空港技術研究所に関する省令の一部改正）

第十二条　独立行政法人港湾空港技術研究所に関する省令（平成十三年国土交通省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人港湾空港技術研究所に関する省令

第一条中「独立行政法人港湾空港技術研究所」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所」に、「第三十条第一項の中期計画」を「第三十五条の五第一項の中長期計画」に改める。

第六条及び第七条を削る。

第五条第一項中「通則法」の下に「第三十五条の八において読み替えて準用する通則法」を加え、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第二項中「通則法」の下に「第三十五条の八において読み替えて準用する通則法」を加え、同条を第七条とする。

第四条の見出しを「（中長期計画の記載事項）」に改め、同条中「第三十条第二項第七号」を「第三十五条の五第二項第八号」に改め、ただし書を削り、同条第四号中「中期目標」を「中長期目標」に改め、同条を第六条とする。

第三条の見出し中「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十五条の五第一項前段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、「（研究所の成立後最初の中期計画については、研究所の成立後遅滞なく）」を削り、同条第二項中「第三十条第一項後段」を「第三十五条の五第一項後段」に、「中期計画」を「中長期計画」に改め、同条を第五条とする。

第二条の見出しを「（業務方法書の記載事項）」に改め、同条中「業務方法書に記載すべき」を削り、同条第一号中「独立行政法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号。以下「研究所法」という。）」を「研究所法」に改め、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条　研究所に係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第十五条第二項第一号ニを除き、以下同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　研究所の役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、研究所の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　研究所の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　研究所の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他研究所の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　研究所の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条　研究所に係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号。以下「研究所法」という。）の規定に基づき国土交通大臣に提出する書類とする。

第八条を次のように改める。

（業務実績等報告書）

第八条　研究所に係る通則法第三十五条の六第三項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	一　当該事業年度における業務の実績（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号に掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからニまでに掲げる事項を明らかにしたものに、同項第三号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては次のイからハまでに掲げる事項を明らかにしたものに限る。） イ　中長期計画及び年度計画の実施状況 ロ　当該事業年度における業務運営の状況 ハ　当該項目に係る指標及び当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値（当該項目に係る指標が設定されている場合に限る。） ニ　当該事業年度の属する中長期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報 二　次のイからハまでに掲げる事項を明らかにした前号に掲げる業務の実績についての評価の結果（当該項目が通則法第三十五条の四第二項第二号から第五号までに掲げる事項に係るものである場合に限る。） イ　評定及び当該評定を付した理由 ロ　業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策 ハ　過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況